

韮崎中央体育館ネーミングライツ・パートナー（特定施設型）募集要項

韮崎市では、市が所有する施設を有効活用することにより、施設の知名度、集客力、サービスの向上及び新たな財源の確保を図ることを目的として、韮崎市ネーミングライツ導入に関するガイドライン及び本要項に基づき、韮崎中央体育館の命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。

1 募集の目的

施設の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を施設の管理運営などに役立てるものです。

愛称は、市広報及び専用ホームページ・施設パンフレットをはじめとした各種の媒体に掲載されます。

2 対象施設の概要（別紙参照）

(1) 名称：韮崎中央体育館（藤井町南下条 897 番地）

(2) 施設計画：令和 7 年 7 月完成予定 9 月プレオープン※ 10 月グランドオープン

※ 10 月のオープンまで全施設無料でご利用いただける期間です。

(3) 指定管理者：スポーツライフ韮崎株式会社（PFI 事業 SPC）

(4) 上記 SPC 構成企業：代表企業 株式会社安藤・間

構成企業 美津濃株式会社 東京本社

富士島建設株式会社

株式会社富士グリーンテック

八千代エンジニアリング株式会社 山梨事務所

株式会社山形一級建築士事務所

協力企業 株式会社 昭和設計 東京事務所

ミズノスポーツサービス株式会社

(5) 指定管理の期間：令和 7 年 8 月 1 日から令和 27 年 3 月 31 日まで

(6) 市所管：教育課

3 命名権の期間

(1) 3 年以上とし、応募者による提案を踏まえて協議します。

(2) 始期及び終期については、応募者による提案を踏まえて協議します。

4 ネーミングライツ料（年額）

100 万円以上（消費税及び地方消費税相当額含む）

市としての希望金額ですので、これを下回る応募も可能ですが、採点の対象となります。

5 費用負担区分

市とネーミングライツ・パートナーとの費用負担は、次のとおりとします。

なお、ネーミングライツ・パートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料のほかに別途負担するものとします。

区分	市	ネーミング ライツ・パ ートナー
敷地内外の愛称看板や道路標識等の表示（※1）		○
協定期間終了後の原状回復		○
市が発行する印刷物やホームページの表示変更（※2）	○	

※1 敷地内の愛称看板は、位置・サイズ・個所数等について協定締結時にネーミングライツ・パートナーと市が協議して決定します。

敷地外、道路標識の表示は、市や関係機関と協議の上、可能な表示とします。また、新規看板等の設置については、設置の可否を含めて協議します。

※2 ホームページの表示変更は、協定締結後に行います。印刷物については、残部数や改訂時期などを考慮し、協議のうえ変更時期を決定します。

6 愛称に関する条件等

(1)愛称は公共施設にふさわしく、また、市民や施設利用者にとって親しみやすさやわかりやすさがあり、呼びやすいものとし、市との協議の上で決定します。

(2)次に掲げるものは、愛称として使用することができないものとします。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- ② 公序良俗に反するもの又は恐れのあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又は恐れのあるもの
- ④ 政治活動、宗教活動又は選挙運動に関するもの
- ⑤ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
- ⑥ 非科学的なものや人を惑わせたり、不安を与えたりする恐れがあるもの
- ⑦ 愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

(3)利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更はできません。

(4)愛称は施設の一般的な呼称であり、条例等の名称を含めすべての表示の変更を確約するものではありません。

(5)ネーミングライツは施設の所有権や運営権には影響を及ぼしません。また、第三者に譲渡又は貸与することはできません。

(6)商標権がある愛称を利用する場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。

7 応募資格

募集の目的に賛同する企業等を対象とし、ネーミングライツ・パートナーとして適した資力及び責任をもって継続して事業を実施することが認められる事業者とします。

なお、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当するもの
- (2) 市から入札指名停止措置を受けているもの
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的として結成されたもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生又は再生手続きを行っているもの
- (5) 書類の提出時において、市の公租公課を滞納しているもの
- (6) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの
- (7) 公序良俗に反する事業を行うもの
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及び利益となる活動を行う団体
- (9) その他、市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる団体

8 応募方法

募集期間 令和7年3月24日～5月23日

(1) 提出書類・・・ネーミングライツ申込書（様式2）及び添付書類

(2) 提出方法

- ① 郵送・・・配達記録が残る方法で郵送してください。
- ② 窓口持参・・・月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から正午及び午後1時から午後4時までの間にご持参ください。

(3) 提出先 〒407-8501 山梨県韮崎市水神 1-3-1

韮崎市役所 3階 財務政策課政策調整担当

(4) 質問方法

- ① 令和7年4月1日～4月18日、質問書（参考様式1）に必要事項を記載の上、電子メールにて送信してください。

② 送信先 seisaku@city.nirasaki.lg.jp

③ 回答方法

4月25日を目途として質問者に直接回答するとともに、市ホームページ上で内容を公表します。

(5) 応募の辞退

申込書を提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（参考様式2）を提出願います。

(6) その他

①本件の提案に係る一切の費用は応募者・提案者の負担となります。

②提出された書類は、原則として返却しません。

9 選定方法

(1)選定委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、施設等を所管する課及び関係課の職員等からなる選定委員会を設置して選定基準に沿って総合的に審査し、施設等ごとに優先交渉者を決定します。

(2)選定基準

選定委員会の審査は、次に掲げる項目を参考に、この選定基準に沿って、必要に応じて選定委員会審査要項を定め、選定委員会において総合的に審査します。

審査区分	審査項目	審査の視点	配点
応募者の状況	経営状況	経営状況の健全性	10
	実績	活動実績及び今後の計画	10
	地域振興等	事業所の所在、市事業等への貢献 実績や地域振興等に関する理念	10
応募内容	愛称案	施設にふさわしいか、市民に親しまれやすいかなど	10
	地域貢献	地域社会への貢献度	10
	契約期間	原則、3年以上	10
	ネーミングライツ料	市の希望に応じた金額かなど	40
合計			100

10 審査結果及び契約の締結等

(1)審査結果及び協議

審査結果は、選定委員会開催後から1週間を目途として提案者に文書で通知します。その後、優先交渉者として選定した者と、契約の内容について協議します。市は、必要に応じて優先交渉者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができます。

協議が成立しない場合には、下位順位者と協議できるものとします。

(2)契約の締結

協議が整った場合には契約を締結し、速やかに当該団体の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間などを市ホームページなどにより公表することとします。

(3)契約期間終了後の措置

契約期間終了前において、当初の契約相手方は当初の契約の延長について申し入れることができます。契約更新の合意に至った場合には公募しないことがあります。

11 契約の解除

契約締結後、応募資格に該当しないこととなった場合、又はネーミングライツ・パートナーが信頼に欠けると市が判断した場合（提案内容と相違、提案内容にない市への要求、提案内容に反する行為・言動など）や信用失墜行為等に伴い当該施設等のイメージが損なわれる恐れが生じたときは、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担することとし、契約満了前であっても、既に納付されたネーミングライツ料は返還しません。